

建築士事務所登録通知書

熊建第 220103 号
平成 22 年 7 月 2 日

徳田 俊成 様

熊本県指定事務所登録機関
社団法人 熊本県建築士事務所協会
会 長 古 川 裕 久



建築士事務所の登録について、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 事務所の種別 | 二級建築士事務所 |
| 2 登録番号 | 熊本県知事登録 第 4 8 1 0 号 |
| 3 登録期間 | 平成 22 年 7 月 4 日から平成 27 年 7 月 3 日まで |
| 4 開設者 | 徳田 俊成 |
| 5 事務所の名称 | 徳田建築工房 |
| 6 事務所の所在地 | 熊本県八代市鏡町北新地 1 3 6 7 - 4 |
| 7 管理建築士氏名 | 徳田 俊成 |

(注意)

- ・登録の有効期間は 5 年間です。
- ・更新の申請は、有効期間満了の 30 日前までに行ってください。
- ・次の事項に変更があったときは、2 週間以内に変更届を提出してください。
 - (1) 建築士事務所の名称・所在地
 - (2) 開設者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員の氏名
 - (3) 管理建築士の変更
- ・廃業するときは、30 日以内に廃業届を提出して下さい。